

改正

平成19年3月30日規則第12号
平成20年3月31日規則第5号
平成21年3月31日規則第5号
平成30年3月22日規則第5号
令和2年1月31日規則第3号
令和2年3月31日規則第16号
令和5年6月26日規則第19号
令和6年12月13日規則第20号

五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五戸町指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年五戸町条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、条例第3条に規定する指定管理者の公募においては、五戸町掲示板又は広報紙若しくはホームページへの掲載等、必要な措置を講じなければならない。

(申請資格)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者

2 その他申請資格に関して必要な事項は、町長等が別に定める。

(申請)

第4条 条例第3条の規定による公募に応じて指定の申請をしようとする団体は、指定に係る公の施設の名称並びに団体の名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長等に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (2) 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- (3) 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 申込資格に関する申立書（様式第2号）
- (5) 国税及び地方税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した書類
- (6) 当該公の施設の管理に関する事業計画書（様式第3号）
- (7) 管理に係る収支予算書（様式第4号）
- (8) 受託事業実績概要書（様式第5号）
- (9) 職員配置計画書（様式第6号）
- (10) 団体の経営の状況を示す書類
- (11) その他町長等が必要と認める書類

(指定)

第5条 町長等は、指定管理者を指定したときは、指定管理者指定通知書（様式第7号）により通知

するものとする。

(協定)

第6条 指定管理者の指定を受けた団体は、次に掲げる事項を記載した公の施設の管理に関する協定を町長等と締結しなければならない。

- (1) 指定期間
- (2) 事業計画
- (3) 利用料金
- (4) 事業報告
- (5) 町が支払うべき管理費用
- (6) 指定取消し及び管理業務の停止
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護
- (8) その他町長等が別に定める事項

(変更事項の届出)

第7条 第4条の規定により提出した書類に変更を生じたときは、速やかに町長等に変更事項を記載した書類を提出しなければならない。

(事業報告)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
- (2) 利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の支出状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして町長等が別に定める事項

(指定の取消し等)

第9条 法第244条の2第11項に規定する指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消書(様式第8号)又は指定管理者業務(全部・一部)停止命令書(様式第9号)によるものとする。

(事故報告)

第10条 指定管理者は、当該管理する公の施設に関し又は当該公の施設の利用者に係る事故が発生したときは、直ちに必要な措置をするとともに、その概要を町長等に報告しなければならない。

(選定委員会)

第11条 指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、五戸町公の施設における指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 町長等は、条例第4条及び第5条に規定する指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定委員会の意見を聞くものとする。

(選定委員会の組織)

第12条 選定委員会は、副町長、教育長、総務課長、総合政策課長、財政課長、福祉課長、健康増進課長、農林課長及び教育課長をもって組織する。

2 選定委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、教育長が職務を代理する。

(会議)

第13条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(審議)

第14条 選定委員会は、五戸町の公の施設における指定管理者に応募した者について審議し、町長等に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席)

第15条 選定委員会の委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は

説明を聞くことができる。

(処務)

第16条 選定委員会の処務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月31日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第16号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月26日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年12月13日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

年 月 日

五戸町長（教育委員会） 様

申請者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名 印

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

次の施設の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 指定を受けようとする施設の名称及び所在地

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	

2 提出書類

- ☐ 法人登記事項証明書（法人の場合）
- ☐ 代表者の身分証明書（非法人の場合）
- ☐ 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ☐ 申込資格に関する申立書（様式第2号）
- ☐ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）
又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- ☐ 当該施設の管理に関する事業計画書（様式第3号）
- ☐ 管理に係る収支予算書（様式第4号）
- ☐ 受託事業実績概要書（様式第5号）
- ☐ 職員配置計画書（様式第6号）
- ☐ この申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の事業報告書及び収支決算書

※ 提出する書類に〆点を記入すること。

3 担当者名及び連絡先

担当者名		連絡先（Tel）	
------	--	----------	--

年 月 日

五戸町長（教育委員会） 様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名 印

（施設の名称）の指定管理者の募集に係る申込書類について、下記のとおり申し立てます。

記

☐ 以下の事項のいずれにも該当しない。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
- （2） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2 第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- （3） 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5 第6項の規定に抵触することとなる者

☐ 国税及び地方税の納税義務がない
（理由）

※ 該当する項目に〻点を記入すること。

五戸町公の施設における指定管理者事業計画書			
		申請年月日 年 月 日	
施 設 名			
団 体 名			
代 表 者 名		設立年月日	年 月 日
団 体 所 在 地			
電 話 番 号		F A X 番 号	
事 業 計 画 （ 別 紙 可 ）			
1 本施設の管理運営体制について、指揮命令系統がわかる組織図を各業務の配置人数とともに示してください。また、土日祝祭日の体制についても示してください。 2 本施設の管理運営に当たっての取組方針について述べてください。 3 本施設の管理運営に応募した理由を述べてください。 4 本施設の管理運営に当たっての防犯、防災対策について述べてください。 5 本施設の管理運営に当たっての緊急時の体制、対策について述べてください。			

- 6 本施設の管理運営にあたっての個人情報保護対策について述べてください。
- 7 本施設を効率的に管理運営するに当たり、どのような方策を考えていますか。
収支予算書に即して述べてください。
- 8 職員研修体制や取組について述べてください。
- 9 本施設の管理運営に当たり、どのように利用者ニーズを把握し、サービスに反映しようと考えていますか。
- 10 本施設の管理運営に当たり、町民サービスの向上のためにどのような方策を考えていますか。
- 11 利用者のトラブルの未然防止と対処方法について述べてください。
- 12 その他特記事項があれば記入してください。

(注) 事業計画が記入しきれない場合は、上記項目について別途作成することもできます。

五戸町公の施設の管理に係る収支予算書

	項 目	金 額	内 訳	備 考
収 入	利 用 料 金			
	そ の 他 収 入			
収入合計（A）				
支 出	人 件 費			
	事 務 費			
	管 理 費			
支出合計（B）				
収支（A）－（B）				

※ 1年間（12か月）の収支を記入してください。

様式第 5 号（第 4 条関係）

受 託 事 業 実 績 概 要 書

申請者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

番号	施 設 名	所 在 地	施設の用途、内容など	主な業務内容	管理運営期間	
					開始	年 月 日
1					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
2					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
3					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
4					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
5					終了	年 月 日
					開始	年 月 日

職 員 配 置 計 画 書

申請者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

職員・従業員数

職 種 等		人 数	職 種 等		人 数
正			臨時・パート・派遣等		
規					
合 計			合 計		
			総 合 計		

資格者名簿

番号	氏 名	資格名称	認定団体	資格者証交付番号	取得年月日

※ 資格を証明するものの写しを添付してください。

（文書番号）
年 月 日

事業実施団体
代表者氏名 様

五戸町長（教育委員会） 印

（〇〇施設名）指定管理者指定通知書

年 月 日付で申請のあった（〇〇施設名）の管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり貴法人（団体）を指定管理者に指定します。

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	

2 管理を行わせる機関

年 月 日から 年 月 日まで

3 管理業務の範囲

4 利用料金に関する事項

5 その他

管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとする。

（ 文 書 番 号 ）
年 月 日

事業実施団体
代表者氏名 様

五戸町長（教育委員会） 印

（〇〇施設名）指定管理者指定取消書

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき（〇〇施設名）指定管理者の指定を取り消す。

（取消理由）

（取消年月日）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、町の機関の長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

（文書番号）
年 月 日

事業実施団体
代表者氏名 様

五戸町長（教育委員会） 印

（〇〇施設名）指定管理者業務（全部・一部）停止命令書

下記の理由により（〇〇施設名）指定管理者業務の全部（一部）の停止を命ずる。停止期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（理由）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町の機関の長に対して、審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。）。